

9. 1 災害ボランティアの支援体制

(1) 災害ボランティアセンターの開設・運営

① 災害ボランティアセンターの拠点の確保、支部の開設

8月10日、町災害対策本部と町社協が「佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、10時に南光地域福祉センター内にボランティアセンターを設置した。

西播磨ブロック市町社会福祉協議会災害発生時相互支援協定に基づき、幹事社協の姫路市社協と兵庫県社協に応援を要請した。また、兵庫県社協から先遣隊2人が午後に到着したので、コーディネーター等のスタッフ職員の派遣を要請した。

8月10日から31日の間に、災害ボランティアセンターの運営を支援するスタッフとして、兵庫県社協、全社協、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議*（以下、支援Pという。）、兵庫県内市区町社協、近畿ブロック府県社協、災害系NPO等から延べ709人の派遣があった。被災地に直接入ったり、災害対策本部に来たボランティアが、登録のため南光に設置した災害ボランティアセンター本部に行った後、再び被災地に引き返すこととならないよう、8月14日から佐用高校内に災害ボランティアセンター佐用支部、久崎小学校内に久崎支部を設置し、本部と合わせて3ヶ所に対応を行った。

ニーズ件数、ボランティア活動の進捗状況を勘案しながら、久崎支部を8月23日、佐用支部を30日に閉鎖、9月1日からは南光地域福祉センターに「佐用町きらめき復興支援センター」に移行して活動を行った。8月10日から31日までのボランティア活動者数は、団体での受付が10,848人、個人での受付が5,107人の合計15,955人であった。

*災害ボランティア活動支援プロジェクト会議とは、企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織で、災害ボランティアが活動するために必要な人材、資機材・物資、資金を提供するなどの現地支援を行っている。



写真 2-9-1 佐用町災害ボランティアセンター受付

② ボランティアの募集や募集停止の経緯

町社協、兵庫県社協、全社協、支援 P、近畿ブロック府県社協、災害系 NPO など、災害ボランティアセンターの運営に関わる諸団体のスタッフで、災害ボランティアセンター活動後にスタッフミーティングを開催し、被災地情報、ボランティアの活動状況など当日の動きを共有するとともに、翌日のスタッフのシフト、ニーズの状況とその対応に必要なボランティア活動者数などを協議し、ボランティアの募集や募集停止について決定した。

募集対象者については、8月10日の災害ボランティアセンター開設時は兵庫県内在住者とし、11日に町災害対策本部長（町長）が、記者発表の場でボランティア募集を発表した。15日からは募集対象者を兵庫県外に拡大した。

募集停止については、8月25日以降、新規の団体ボランティアの受付を中止し、31日以降は西播磨地域内に限定した。

ボランティア募集の情報発信は、町防災行政無線を通じて町内各戸に、また町の外へもマスコミや行政による記者発表に加え、全社協・県社協・町のHPや、後で開設された町社協による災害ボランティアセンターのブログなどで実施した。

最終的には、兵庫県社協、各市町社協や各種団体などが調整した「ボランティアバス」及び団体ボランティアなど、団体として受け入れを行ったボランティアが、活動者数全体の67.9パーセントを占めた。

③ ボランティアニーズの把握方法

8月10日10時に災害ボランティアセンターを設置し、町防災行政無線を通じて被災者への周知を行い、電話でのニーズ受付を開始した。同時にニーズ調査班を組織し、被災エリアの自治会長や避難所などを訪問し、センター開設の周知とニーズの把握、災害時要援護者の動向、被害状況等の聴き取りを実施した。

4地区の自治会では、自治会長や民生児童委員がニーズを取りまとめた。この中には、配給の弁当を配付すると同時に翌日のボランティアニーズを取りまとめ、災害ボランティアセンターにFAXでニーズを送信してくる地域もあった。

災害ボランティアセンターでは、居住部分の災害復旧活動を優先して受け付け、ボランティアの送り出しを行っていたが、それ以外でのボランティア活動を実施する場合もあった。

8月19日頃から、被災地へのボランティア送り出し状況を地図に落とし込み、再度ニーズ調査班を組織し、その地図を基にローラー調査*を行った。

※ローラー調査とは一般に、凸凹を無くすためにかけるローラーのように悉皆で行う調査。今回の災害では、災害ボランティアセンタースタッフ等が被災地域を個別訪問し、ボランティア活動の現況調査と被災者のニーズ把握を行い、地域の住宅地図にマッピングして対応した。

(2) 災害対策本部と災害ボランティアセンターの連携と情報共有

① 災害対策本部と災害ボランティアセンターの連携・情報の共有

町社協が主体となり、災害ボランティアセンターの運営を行ったが、開設当初は町災害対策本部と情報共有ができなかった。当時、各課の窓口で個別に問い合わせていたが、被災者と被災地の状況を十分に把握できず、情報不足に陥っていた。

災害廃棄物の処理などに対する被災者からの支援要請は、災害対策本部に寄せられていたが、連絡を受けた職員が、行政が対応すべき業務にもかかわらず、ボランティアセンターに依頼するような状況もあった。

8月11日には、災害ボランティアセンターを担当する町職員が明確になったものの、災害対策本部員としての活動も抱えており、連絡が取れない状況が続いた。8月12日からは、町社協のセンター担当者が、災害対策本部会議に出席し、情報を共有できるようになった。

8月14日には佐用支部、久崎支部を開設したが、その立ち上げのため、災害対策本部が

ら人的支援、資機材提供などがあつた。以降、携帯電話の借用、ボランティア活動者の熱中症対策用の物資提供、不足した資機材の提供などの支援を受けた。

② 災害対策本部とボランティアセンターの情報発信

災害ボランティアの募集やボランティア活動情報については、町防災行政無線、全社協ホームページ、県社協ホームページ、町ホームページ及び県や町の定例記者会見で発信した。行政の記者会見の後、災害ボランティアセンターに対して報道関係者から電話や訪問による取材があつたため、災害ボランティアセンター独自で定期的に記者発表の時間を設けた。

町社協は情報を発信するため「佐用町災害ボランティアセンター」のブログを開設し、日々の被災地の状況、ボランティア活動の状況、活動参加者への事前準備や注意事項などを発信した。

(3) 災害ボランティアの安全衛生対策

佐用町災害ボランティアセンターマニュアルでは、救護班の設置を規定しており、今回の災害でも、災害ボランティアセンター内に救護所などを設置し、社協介護支援課の看護職員がここに配属され、応急処置を行った。しかしながら、十分な場所を確保できなかった。

ボランティア活動に必要なマスクや手袋の配付、安全対策用の啓発チラシや掲示板での注意喚起も行ない、活動後のボランティアに対しスタッフがうがいと手洗いの徹底を促していた。支部を開設した8月14日からは熱中症対策として塩飴や飲み物などをボランティアに配付した。

活動後の報告では、異常やケガがないか聴き取りを行った。釘の踏み抜き、切り傷、熱中症など28件の報告があつた。

(4) 災害ボランティアセンターの運営資金、災害ボランティア保険の取り扱い

① 災害ボランティアセンターの運営資金

町と町社協は、災害ボランティアセンターの開設・運営に関する協定を結んでおり、災害ボランティアセンターの運営資金は町が負担することになっていた。これに基づき、災害ボランティアセンターの職員人件費や資機材の購入費は町が負担したが、このほかに兵庫県共同募金会の災害準備金助成制度[※]から1,800,000円と、災害ボランティア活動支援のために寄せられた寄附金5,652,916円を活用した。このため、災害ボランティアセンターの運営資金は問題なく確保できた。

[※]災害準備金助成制度とは、共同募金会が赤い羽根募金を財源として設置した災害ボランティア活動支援のための助成制度

② 災害ボランティア保険

災害ボランティア保険は、災害ボランティアセンターの受付で加入の有無を確認し、未加入者には加入を必須とした。災害救助法適用型に加入が可能となったため、掛け金300円の保険を取り扱い、13,924人分4,177,200円の保険料を町が負担した。

9. 2 その他の被災者支援活動

(1) その他の地域支援活動の状況

町防災行政無線を活用し町内ボランティアを募集したところ、比較的被害が少なかった南光、三日月地域から多くの参加者が得られた。

特徴的な活動としては、地域づくり協議会が中心となり、ボランティア活動に使用する資機材の運搬、土のう袋や廃棄物の運搬に従事する軽トラック部隊が組織された。

ボランティア活動に参加した町内の業者の中には、一輪車や土のう袋など、資機材の運搬に協力したり、子どもの被災者のため、お菓子などの飲食物を提供するものもあった。

また、町ボランティア連絡会に所属する地元ボランティアが、災害ボランティアセンタースタッフとして活動した。

このほか、独自に炊き出しボランティア活動を実施したり、配給された弁当や給水車の水を、高齢者等災害時要援護者の自宅まで届けたりする自治会があった。

連続の日程で活動するボランティアは、宿泊先が確保できず美作市内や相生市内のホテルを紹介したが、テントで生活しながらボランティア活動を行ったり避難所に泊り込んで活動した者もいた。

地域外のボランティアは、マイクロバスで送迎を行った。

有料道路を利用して被災地に入るボランティアに対応するため、NEXCO 西日本をはじめ有料道路事業者の協力により中国自動車道などの通行料が免除された。

(2) 専門職によるボランティア活動

専門的な技能を活かしたボランティアとして、兵庫県建設業協会、神戸市従業員労働組合、兵庫県環境事業商工組合、県下各地の造園組合や NPO 法人など、多くの企業型ボランティアが活動した。

重機や専門技術を用いたボランティア活動や災害の記録を残す映像ボランティア活動もあったが、災害ボランティアセンターに届くニーズとマッチングできるものはほとんど無かったこともあり、センターを介さない個別の活動となった。

また、町社協が設置した災害ボランティアセンター以外に、任意団体が独自に支援拠点を設置して活動したケースもあった。